

議案第 68 号

安房郡市広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について

安房郡市広域市町村圏事務組合規約を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

安房郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約

安房郡市広域市町村圏事務組合規約（昭和45年千葉県指令第1876号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 9 号中「安房地域の水道事業に係る統合協議会の事務局に関すること。」を「水道事業の経営に関すること。」に改める。

第14条第 3 項の次に次の 2 項を加える。

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、第 4 条第 9 号に規定する事務に係る経費は、当該事務に係る料金、企業債、補助金、出資金、負担金及びその他の収入をもってあてる。
- 5 前項に規定する出資金及び負担金の負担割合は、組合議会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。